

四 半 期 報 告 書

第 8 7 期 第 3 四半期 (自 平成 21 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 12 月 31 日)

森 永 乳 業 株 式 会 社

(E00331)

目 次

第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	2
1	【主要な経営指標等の推移】	2
2	【事業の内容】	3
3	【関係会社の状況】	3
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【生産、受注及び販売の状況】	4
2	【事業等のリスク】	4
3	【経営上の重要な契約等】	4
4	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3	【設備の状況】	8
第4	【提出会社の状況】	8
1	【株式等の状況】	8
(1)	【株式の総数等】	8
①	【株式の総数】	8
②	【発行済株式】	8
(2)	【新株予約権等の状況】	9
(3)	【ライツプランの内容】	18
(4)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	18
(5)	【大株主の状況】	18
(6)	【議決権の状況】	18
①	【発行済株式】	18
②	【自己株式等】	19
2	【株価の推移】	19
3	【役員の状況】	19
第5	【経理の状況】	20
1	【四半期連結財務諸表】	21
(1)	【四半期連結貸借対照表】	21
(2)	【四半期連結損益計算書】	23
	【第3四半期連結累計期間】	23
	【第3四半期連結会計期間】	24
(3)	【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	25
	【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	27
	【簡便な会計処理】	27
	【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	27
	【注記事項】	28
	【事業の種類別セグメント情報】	31
	【所在地別セグメント情報】	33
	【海外売上高】	33
2	【その他】	36
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	37
	連結／前年／レビュー報告書	38
	連結／当年／レビュー報告書	39

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古川 紘一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期連結 累計期間	第87期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第87期 第3四半期連結 会計期間	第86期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	455,081	457,947	142,806	143,262	583,910
経常利益（百万円）	11,884	18,136	2,583	4,957	11,235
四半期（当期）純利益（百万円）	5,087	9,916	1,194	2,929	4,254
純資産額（百万円）	—	—	99,028	105,505	97,497
総資産額（百万円）	—	—	360,469	372,043	348,111
1株当たり純資産額（円）	—	—	384.38	409.74	378.61
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	20.12	39.27	4.73	11.60	16.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	20.09	39.20	4.72	11.58	16.81
自己資本比率（%）	—	—	26.9	27.8	27.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	38,844	36,146	—	—	31,333
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△19,308	△12,626	—	—	△26,023
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,538	△2,180	—	—	△5,987
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	15,162	24,755	3,411
従業員数（名）	—	—	5,828	5,740	5,739

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含めておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

持分法非適用関連会社であったミライ(有)は、増資に伴う出資引受により持分比率が増加したため、当第3四半期連結会計期間末より連結子会社となりました。なお、同社は特定子会社に該当することとなりました。

また、連結子会社であった森永宮崎乳業(株)は、当第3四半期連結会計期間において会社清算いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（名）	5,740 [2,129]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（名）	3,174 [541]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（%）
食品事業	96,983	+1.1
その他の事業	876	△3.1
合計	97,859	+1.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（%）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（%）
食品事業	—	—	—	—
その他の事業	2,033	+13.6	3,190	+31.5
合計	2,033	+13.6	3,190	+31.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（%）
食品事業	137,146	+0.4
その他の事業	7,544	△13.1
セグメント間の内部売上高または振替高	△1,429	—
合計	143,262	+0.3

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載をしておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクについて、重要な変更および新たに発生したものはありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、内外の経済対策などによって輸出や生産に回復が見られました。しかしながら、物価が緩やかなデフレ状況にあることに加え、雇用・所得環境は厳しい状況が続くなど、依然として景気は低い水準で推移いたしました。

食品業界におきましては、消費の伸び悩みに加え、生活防衛意識の高まりから低価格志向が強まり、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもとで、当社グループは、お客さまのニーズに応えた商品の開発、改良に努めるとともに、昨年3月に実施された原料乳買入価格の引き上げに伴うコスト上昇を吸収するために、牛乳類を中心に商品価格の改定を実施し、その浸透に努めてまいりました。また、販売促進活動を積極的に行う一方で、引き続き原材料の有利調達、生産・物流の合理化、経費の削減を進めてまいりました。

これらの結果、森永乳業単体の売上高は、牛乳、バターなどが前年同期実績を上回ったことから、合計で前年同期実績を上回りました。また、連結子会社の売上高は、飼料販売などが前年同期実績を下回ったことから、合計で前年同期実績を下回りました。この結果、連結売上高は1,432億6千2百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

連結の営業利益、経常利益、四半期純利益は、原料乳コストの上昇を商品価格などの改定、売上数量の増加、コスト低減および内部合理化などによって吸収したことから、営業利益は51億2百万円（前年同期比79.6%増）、経常利益は49億5千7百万円（前年同期比91.9%増）、四半期純利益は29億2千9百万円（前年同期比145.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況（部門間取引消去前）は次のとおりです。なお、営業利益の算出にあたっては配賦不能の営業費用は除外されています。

(1) 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当第3四半期連結会計期間の売上高は1,371億4千6百万円（前年同期比0.4%増）となり、また、営業利益は88億9千5百万円（前年同期比34.2%増）となりました。

(2) その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は75億4千4百万円（前年同期比13.1%減）となり、また、営業利益は8億3百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間3ヶ月間の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ45億8千6百万円増の119億6千3百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ11億5千万円支出増の42億2千1百万円の支出となりました。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは前年同期に比べ34億3千5百万円増の77億4千2百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ176億5千万円増の85億5千万円の収入となりました。これは主に、前第3四半期連結会計期間に社債償還を行なったことと当第3四半期連結会計期間は社債を発行したことによるものです。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前年同期末に比べ95億9千2百万円増の247億5千5百万円となりました。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については以下のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益に対する

明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株式等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、下記のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

4. 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は、11億8千9百万円であります。
なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

わが国の経済は、デフレの定着が懸念されており、また、失業率の高止まりも予想されるなど、景気の先行きが不透明な状況が続くとものと見込まれます。

食品業界におきましても、消費者ニーズが多様化する一方で、低価格志向の強まりや競合他社とのさらなる競争激化が予想され、厳しい経営環境が続くと予想されます。

当社グループは、昨年3月の原料乳買入価格の引き上げを吸収するために実施した商品価格の改定とともに、お客さまのベネフィットが高い商品の提供、伸ばすべき商品の売上拡大による収益力向上、一層のローコストオペレーションの徹底を重点課題として取り組んでおります。

一方で、原料チーズをはじめとする海外乳原料価格が上昇する兆しが見られております。今後、これらの価格動向を注視し、適切に対処していくことが重要な課題であると考えております。

6. 財政状態

(1) 貸借対照表の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産の部は、社債の償還に備え一時的に「現金及び預金」が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ239億3千1百万円増の3,720億4千3百万円となりました。

負債の部は、「コマーシャル・ペーパー」や借入金は減少したものの、社債や「支払手形及び買掛金」が増加したため、前連結会計年度末に比べ159億2千3百万円増の2,665億3千8百万円となりました。

純資産の部は「利益剰余金」の増加により、前連結会計年度末に比べ80億8百万円増の1,055億5百万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の27.5%から27.8%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の378.61円から409.74円となりました。

(2) 財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関14行と総額300億円のコミットメントライン契約を締結しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において実施中又は計画中であった重要な設備の新設、拡充もしくは改修のうち、当第3四半期連結会計期間中に完成したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	設備の内容	金額 (百万円)	完成年月
富士乳業株式会社 本社工場	アイスクリーム製造設備増設	1,700	平成21年12月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	253,977,218	253,977,218	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株であります。
計	253,977,218	253,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権
平成18年7月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)	
新株予約権の数(個)	94	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年8月12日から平成38年8月11日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月14日から平成39年8月13日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月13日から平成40年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年8月13日から平成41年8月12日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	253,977,218	—	21,704	—	19,478

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,475,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 249,391,000	249,391	—
単元未満株式	普通株式 3,055,218	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,977,218	—	—
総株主の議決権	—	249,391	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	1,475,000	—	1,475,000	0.58
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	1,531,000	—	1,531,000	0.60

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	308	335	372	405	408	448	443	436	411
最低(円)	280	288	319	358	357	393	402	379	359

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,534	4,172
受取手形及び売掛金	※5 48,325	49,387
商品及び製品	26,948	27,277
仕掛品	652	617
原材料及び貯蔵品	7,482	7,203
その他	17,618	14,801
貸倒引当金	△1,106	△870
流動資産合計	125,455	102,589
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 72,312	※1 72,019
機械装置及び運搬具（純額）	※1 58,753	※1 57,444
土地	71,999	71,874
その他（純額）	※1 12,648	※1 13,151
有形固定資産合計	215,714	214,490
無形固定資産	※3 5,897	※3 4,334
投資その他の資産		
投資有価証券	13,039	13,660
その他	12,580	14,128
貸倒引当金	△643	△1,092
投資その他の資産合計	24,977	26,696
固定資産合計	246,588	245,522
資産合計	372,043	348,111

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※5 71,586	62,524
短期借入金	5,644	6,581
1年内返済予定の長期借入金	5,924	5,272
コマーシャル・ペーパー	—	5,000
1年内償還予定の社債	20,350	500
未払法人税等	5,032	2,891
未払費用	27,145	27,390
その他	22,583	22,539
流動負債合計	158,267	132,701
固定負債		
社債	50,000	60,100
長期借入金	35,699	36,089
退職給付引当金	12,019	11,757
その他	※3 10,552	※3 9,966
固定負債合計	108,271	117,913
負債合計	266,538	250,614
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,442	19,442
利益剰余金	65,428	56,925
自己株式	△551	△536
株主資本合計	106,022	97,535
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,539	△1,974
繰延ヘッジ損益	9	21
為替換算調整勘定	△39	29
評価・換算差額等合計	△2,568	△1,923
新株予約権	142	105
少数株主持分	1,908	1,779
純資産合計	105,505	97,497
負債純資産合計	372,043	348,111

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	455,081	457,947
売上原価	321,232	316,024
売上総利益	133,849	141,922
販売費及び一般管理費	※ 121,766	※ 123,804
営業利益	12,082	18,118
営業外収益		
受取利息	152	80
受取配当金	382	365
受取家賃	342	369
持分法による投資利益	—	153
その他	755	710
営業外収益合計	1,632	1,679
営業外費用		
支払利息	1,299	1,298
持分法による投資損失	77	—
その他	453	363
営業外費用合計	1,830	1,661
経常利益	11,884	18,136
特別利益		
固定資産売却益	581	1
補助金収入	—	336
移転補償金	—	45
特別利益合計	581	383
特別損失		
固定資産処分損	486	551
(財)ひかり協会負担金	1,332	1,331
減損損失	78	12
貸倒引当金繰入額	434	—
投資有価証券売却損	—	281
その他	428	208
特別損失合計	2,759	2,384
税金等調整前四半期純利益	9,705	16,135
法人税等	4,632	6,065
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△14	153
四半期純利益	5,087	9,916

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	142,806	143,262
売上原価	101,397	98,824
売上総利益	41,408	44,437
販売費及び一般管理費	* 38,567	* 39,335
営業利益	2,841	5,102
営業外収益		
受取利息	28	21
受取配当金	67	119
受取家賃	112	129
持分法による投資利益	—	14
その他	180	158
営業外収益合計	387	442
営業外費用		
支払利息	421	423
持分法による投資損失	84	—
その他	139	164
営業外費用合計	645	588
経常利益	2,583	4,957
特別利益		
固定資産売却益	159	0
補助金収入	—	290
特別利益合計	159	290
特別損失		
固定資産処分損	111	63
(財)ひかり協会負担金	508	508
貸倒引当金繰入額	527	—
その他	362	19
特別損失合計	1,510	591
税金等調整前四半期純利益	1,232	4,657
法人税等	52	1,723
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△15	4
四半期純利益	1,194	2,929

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,705	16,135
減価償却費	12,297	12,331
減損損失	78	12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	81	△7
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△15	△211
投資有価証券評価損益 (△は益)	0	0
受取利息及び受取配当金	△534	△446
支払利息	1,299	1,298
固定資産売却損益 (△は益)	△581	△1
固定資産処分損益 (△は益)	486	551
売上債権の増減額 (△は増加)	11,280	1,672
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,025	1,539
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,034	8,483
未払費用の増減額 (△は減少)	△746	△424
その他	△3,265	△42
小計	41,095	40,890
利息及び配当金の受取額	631	870
利息の支払額	△1,177	△1,101
法人税等の支払額	△1,705	△4,513
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,844	36,146
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△68	△18
有価証券の売却による収入	158	0
固定資産の取得による支出	△20,512	△11,004
固定資産の売却による収入	1,335	254
投資有価証券の取得による支出	△773	△390
投資有価証券の売却による収入	22	2
出資金の払込による支出	△0	△0
出資金の回収による収入	0	0
貸付けによる支出	△3,653	△5,359
貸付金の回収による収入	4,182	4,998
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△1,091
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△18
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,308	△12,626

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,345	△3,198
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	—	△5,000
長期借入れによる収入	4,050	1,300
長期借入金の返済による支出	△2,826	△2,829
社債の発行による収入	—	10,000
社債の償還による支出	△10,250	△250
自己株式の売却による収入	29	1
自己株式の取得による支出	△149	△16
配当金の支払額	△1,517	△1,515
少数株主への配当金の支払額	△7	△7
その他	△210	△664
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,538	△2,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	158	4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,156	21,343
現金及び現金同等物の期首残高	3,974	3,411
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	31	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 15,162	* 24,755

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 連結子会社であったハルビン森永乳業(有)は保有持分の一部売却により持分比率が低下したため、第2四半期連結会計期間末より持分法適用の関連会社に移行いたしました。 また、持分法非適用関連会社であったミライ(有)は、増資に伴う出資引受により持分比率が増加したため、当第3四半期連結会計期間末より連結子会社となりました。 なお、連結子会社であった森永宮崎乳業(株)は、会社清算したため当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 29社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 連結子会社であったハルビン森永乳業(有)は保有持分の一部売却により持分比率が低下したため、第2四半期連結会計期間末より持分法適用の関連会社となりました。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(税金費用の計算)	<p>税金費用については、当社(提出会社)及び連結子会社において当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 264,216百万円</p> <p>2 偶発債務 債務保証</p> <p>① ㈱サンフコ取引先に対する商品代金3百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入51百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 55百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 251,771百万円</p> <p>2 偶発債務 債務保証</p> <p>① ㈱サンフコ取引先に対する商品代金2百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入61百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 64百万円</p>
<p>※3 無形固定資産にはのれん1,668百万円が、固定負債その他には負ののれん2,566百万円がそれぞれ含まれております。</p> <p>4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当第3四半期連結会計期間末において借入は実行しておりません。</p> <p>コミットメントラインの総額 30,000百万円 借入実行残高 — 〃 借入未実行残高 30,000 〃</p>	<p>※3 無形固定資産にはのれん198百万円が、固定負債その他には負ののれん2,294百万円がそれぞれ含まれております。</p> <p>4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末において借入は実行しておりません。</p> <p>コミットメントラインの総額 30,000百万円 借入実行残高 — 〃 借入未実行残高 30,000 〃</p>
<p>※5 四半期連結会計期間末日満期手形処理 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形の残高が以下の科目に含まれております。</p> <p>受取手形 537百万円 支払手形 673百万円</p>	<p>5 _____</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 (1) 販売費 拡売費 48,231百万円 運送費・保管料 35,223百万円 従業員給料・賞与 9,213百万円 (2) 一般管理費 従業員給料・賞与 6,238百万円 地代・家賃・保険料 1,776百万円	※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 (1) 販売費 拡売費 51,167百万円 運送費・保管料 34,894百万円 従業員給料・賞与 9,047百万円 (2) 一般管理費 従業員給料・賞与 6,243百万円 地代・家賃・保険料 1,636百万円

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 (1) 販売費 拡売費 15,443百万円 運送費・保管料 10,733百万円 従業員給料・賞与 2,933百万円 (2) 一般管理費 従業員給料・賞与 1,795百万円 地代・家賃・保険料 594百万円	※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。 (1) 販売費 拡売費 16,513百万円 運送費・保管料 10,660百万円 従業員給料・賞与 2,817百万円 (2) 一般管理費 従業員給料・賞与 1,915百万円 地代・家賃・保険料 542百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係 現金及び預金 15,947百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 784$ 〃 現金及び現金同等物 <u>15,162</u> 〃	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係 現金及び預金 25,534百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 778$ 〃 現金及び現金同等物 <u>24,755</u> 〃

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 253,977千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,486千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1)平成17年度新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 94千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 一百万円

(2)ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 142百万円

4. 配当に関する事項

配当支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,515	利益剰余金	6	平成21年3月31日	平成21年6月29日

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	136,563	6,242	142,806	—	142,806
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	2,443	2,443	(2,443)	—
計	136,563	8,686	145,249	(2,443)	142,806
営業利益	6,628	823	7,451	(4,610)	2,841

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	137,146	6,115	143,262	—	143,262
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	1,429	1,429	(1,429)	—
計	137,146	7,544	144,691	(1,429)	143,262
営業利益	8,895	803	9,698	(4,595)	5,102

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	436,958	18,123	455,081	—	455,081
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	7,398	7,398	(7,398)	—
計	436,958	25,522	462,480	(7,398)	455,081
営業利益	23,543	2,369	25,912	(13,830)	12,082

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	440,882	17,065	457,947	—	457,947
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	5,033	5,033	(5,033)	—
計	440,882	22,098	462,981	(5,033)	457,947
営業利益	29,362	2,306	31,668	(13,550)	18,118

(注) 1 事業区分については、当社の事業目的ならびに日本標準産業分類を参考に、食品事業、その他の事業に区分いたしました。なお、各事業区分に属する主要な製品は次のとおりです。

食品事業……………市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料など

その他の事業……飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸など

2 会計処理の方法の変更等

（前第3四半期連結累計期間）

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品、商品、半製品については主として総平均法による原価法、原材料、貯蔵品については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間において、「食品」の営業利益は606百万円減少しております。

（2）たな卸資産の処分に係る損失の計上区分

従来、たな卸資産の処分に係る損失であるたな卸資産処分損については、営業外費用に計上しておりましたが、第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げによって発生する評価損とたな卸資産の処分に係る損失を期間損益計算において同等の損益区分で処理する方法が適切であると判断したことによるものであります。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間において、「食品」の営業利益は169百万円減少しております。

（3）追加情報

（有形固定資産の耐用年数の変更）

平成20年度の法人税法の改正を契機として、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行った結果、主として9年の耐用年数を10年に延長しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間において、「食品」の営業利益は693百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間並びに前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(本国以外の国または地域に所在する連結子会社の売上高は、全セグメントの売上高の10%未満であります。)

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間並びに前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(海外売上高は連結売上高の10%未満であります。)

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引及び為替予約取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	409.74円	1株当たり純資産額	378.61円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	20.12円	1株当たり四半期純利益金額	39.27円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	20.09円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	39.20円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,087	9,916
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,087	9,916
期中平均株式数(千株)	252,814	252,506
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	358	469
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.73円	1株当たり四半期純利益金額	11.60円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.72円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11.58円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,194	2,929
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,194	2,929
期中平均株式数(千株)	252,649	252,496
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	409	524
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

(多額な社債の発行)

当社は、平成22年1月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成22年2月5日に国内無担保社債を一般募集により発行いたしました。

その概要は次のとおりであります。

森永乳業株式会社第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)

- | | |
|--------------|---|
| (1) 発行額 | 金100億円 |
| (2) 各社債の金額 | 1億円 |
| (3) 利率 | 年1.00% |
| (4) 払込金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (5) 償還価額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 期限及び償還方法 | 6年 |
| ①最終償還 | 本社債の元金は、平成28年2月5日にその総額を償還する。 |
| ②買入消却 | 社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 |
| (7) 利払期日 | 毎年2月5日及び8月5日
(初回利払日 平成22年8月5日) |
| (8) 払込期日 | 平成22年2月5日(金) |
| (9) 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (10) 財務上の特約 | 「担保提供制限条項」が付されている。 |
| (11) 資金使途 | 社債償還資金 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。